

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

佐々町における建築確認申請適用除外区域の指定の解除について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配ご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、佐々都市計画区域において指定されている「建築確認申請適用除外区域」は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日限りで指定を解除される旨、長崎県土木部建築課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、指定解除により、これまで確認申請適用除外区域内では、住宅等の小規模建築物は建築確認申請が不要でしたが、同都市計画区域内において、平成 2 9 年 4 月 1 日以降に着工する全ての建築物は、原則、建築確認が必要となります。